登　園　許　可　証　明　書（病院記入）

保護者記入	ふりがな （　　）組　園児名（　　） 生年月日　　年　　月　　日生 保護者氏名（　　）

停止期間　　年　　月　　日
　　～　　月　　日まで（　　）日間

第一種法定伝染病（病名　　）
百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱（プール熱）
結核・流行性角結膜炎（はやり目）・腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ１５７等）・急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎・その他（　　）
（該当事項を○で囲む、内容によっては記入する）

上記の者、頭書の疾病治療中のところ、軽快したので登園してよいことを証明する。

年　　月　　日
住所

医師氏名

※参考　出席停止の期間の基準
第二種法定伝染病等に感染した者については、次の期間。
ただし、医師においてその感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。

１　百日咳にあっては、特有の咳が消えるまで又は５日間の適正な薬による治療を終了するまで。
２　麻疹（はしか）にあっては、解熱した後３日を経過するまで。
３　流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）にあっては、耳下腺・顎下腺・舌下腺のはれがでてから５日を経過し且つ全身状態が良好になるまで。
４　風疹（三日ばしか）にあっては、発疹が消えるまで。
５　水痘（水ぼうそう）にあっては、全ての発疹がかさぶたになるまで。
６　咽頭結膜熱（プール熱）にあっては、主要症状が消えて２日を経過するまで。
７　結核にあっては、医師が感染の恐れがないと認めるまで。
８　流行性角結膜炎(はやり目)にあっては、結膜炎の症状が消失してから。
９　腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ１５７等）にあっては、症状が治まり且つ抗菌薬による治療が終了し、４８時間をあけて連続２回の検便により菌陰性が確認されたもの。
１０　急性出血性結膜炎にあっては、医師が感染の恐れがないと認めるまで。
１１　髄膜炎菌性髄膜炎にあっては、医師が感染の恐れがないと認めるまで。